＜令和４(2022)年度公募における主な変更点＞

（１）研究計画調書様式の見直し

○研究活動スタート支援の研究計画調書の様式について「１　研究目的、研究方法など」及び「２　本研究の着想に至った経緯など」の見直しを実施しました。詳細は『別冊「令和４(2022)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）（応募書類の様式・記入要領）」』を御覧ください。（２１頁及び別冊参照）

（２）研究インテグリティについて

○「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和３年４月２７日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。（４、３３頁及び別冊参照）

（主な対応）

- 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募・受入れるに当たっての所属組織・役職を記載することとしています。
- 研究計画調書は、応募者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、所属研究機関の取扱いに基づき所属研究機関に適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

なお、研究計画調書に事実と異なる記載をした場合には、研究課題の不採択、採択取消し、又は減額配分をすることがあります。

（３）審査への協力について

○一部の研究者に審査負担が偏ることがないよう、研究者全体で科研費の審査を支えていくためには、審査委員を引き受けていただくことが研究者の責務であり、学術研究を支えるためにも重要であることを明記しています。（２５頁参照）